



平成 26 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名： 株式会社レグス
代 表 者 名： 代表取締役社長 内川 淳一郎
(J A S D A Q ・ コード番号 4286)
問 合 せ 先： 専務取締役管理本部長 平賀 一行
電 話： 03-3408-3090

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 3 月 26 日開催予定の第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社は事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加および変更を行うものであります。
- ② 現行会社法の規定にそぐわないため、第 45 条（転換社債の転換の時期）の規定を削除するものであります。
- ③ その他、条文の新設および削除にともない必要となる条数の変更ならびに所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 3 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 26 年 3 月 26 日

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 文房具、玩具、衣料用繊維製品、家具、什器、美術品、時計、カメラ・ラジオ等の機械、食料品、酒類等の企画、開発、加工、卸、販売（通信販売を含む）、輸出入、仲介、賃貸借に関する業務</p> <p>3. ～9. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>10. ～18.</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第44条 (条文省略)</p> <p>(<u>転換社債の転換の時期</u>)</p> <p>第45条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当については、転換の請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日の間になされたときは7月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 文房具、玩具、衣料用繊維製品、家具、什器、美術品、時計、カメラ・ラジオ等の機械、食料品、酒類、<u>日用雑貨、健康関連商品、家庭用電気製品</u>等の企画、開発、加工、卸、販売（通信販売を含む）、輸出入、仲介、賃貸借に関する業務</p> <p>3. ～9. (現行どおり)</p> <p><u>10. モバイル情報端末用アプリケーションソフトウェアの企画、開発、販売、配信</u></p> <p><u>11. コンピュータシステムの開発、販売、保守</u></p> <p><u>12. 内装仕上工事業</u></p> <p><u>13. ～21.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p>